

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○道路の区域変更（2件）	（道路課） 1
○道路の供用開始	（ ） 1
○建築基準法による道路の位置の指定	（建築指導課） 1
公告	
○土地改良区の役員の退任	（農業基盤課） 1
○土地改良区の清算人の退職	（ ） 1
○都市計画公聴会の開催	（都市計画課） 1
高知県収用委員会公告	
○公示による送達	〈7・6掲示〉 2
その他	
○平成30年度行政書士試験の実施	（法務課） 2

告 示

高知県告示第570号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成30年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成30年7月10日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町地蔵寺字常夜燈684番1から 土佐郡土佐町地蔵寺字常夜燈686番1まで	前	16.5 }	141
土佐郡土佐町地蔵寺		28.4	

字丸山樽奥山4225番1から 土佐郡土佐町地蔵寺字常夜燈686番1まで	後	9.8 } 78.4	515
--	---	------------------	-----

高知県告示第571号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成30年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成30年7月10日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町川内谷字カヂヤウエバノ上エ317番から 吾川郡仁淀川町川内谷字北屋敷203番1まで	前	7.0 } 47.2	112
	後	8.4 } 49.9	112

高知県告示第572号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成30年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成30年7月10日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町川内谷字カヂヤウエバノ上エ317番から	112	平成30年7月10日

吾川郡仁淀川町川内谷字北屋敷203番1まで		
-----------------------	--	--

高知県告示第573号
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
 平成30年7月10日
 高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市町中ノ村字土居屋敷	662番1	5.50	25.26	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南国市廿枝土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。
 平成30年7月10日
 高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	依光 嘉文	南国市廿枝1565番地
〃	島田 常郎	〃 〃 884番地
〃	高芝 和明	〃 〃 352番地5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、南国市廿枝土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。
 平成30年7月10日
 高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
二宮 修	南国市廿枝 1618番地の1
吉川 靖男	〃 下末松 261番地
門田 英夫	〃 廿枝 1271番地
門田 理博	〃 〃 1279番地
高橋 伸明	〃 〃 320番地の1
中沢 節男	〃 〃 391番地の2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定によ

り都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成30年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
東洋都市計画道路（1・5・1号東洋中央線、3・6・6号甲浦インター線）
- 2 縦覧図書
東洋都市計画道路の都市計画変更（原案）
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び東洋町産業建設課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成30年7月10日（火）から同月24日（火）まで
- 5 公聴会の開催日時
平成30年8月6日（月）午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の開催場所
安芸郡東洋町生見758番地3 東洋町役場2階第4会議室
- 7 公述申出書の提出期限
平成30年7月24日

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。なお、当該書類を受領しないときは、平成30年7月27日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成30年7月6日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類
平成30年7月4日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
吾川郡いの町大内字ムロヤシキ735番2及び735番4の土地の所有者のうち次の者
住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
カナダ国マニトバ州ヴェイニヘグ 岡田 均
住所不明 岡田 千重
住所不明 岡田 昭
住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
ブラジル国 岡田 嘉代

- 住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
ブラジル国 岡田 美智子
- 住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
ブラジル国 岡田 敬子
- 住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
ブラジル国 岡田 怜
- 住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
ブラジル国 岡田 守

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成30年度行政書士試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成30年7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力

- 1 試験日時
平成30年11月11日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校
- 3 試験の科目及び方法
(1) 試験の科目
ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
(2) 試験の方法
ア 試験は、筆記試験による。
イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。
- 4 受験手続
(1) 郵送による受験申込み
ア 受付期間
平成30年7月30日（月）から同年8月31日（金）まで
イ 受付場所
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること

（平成30年8月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。

- ウ 提出書類
受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付けがあるもの。）。
- エ 受験手数料
7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。
- オ 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法
(ア) 郵送配布
a 配布期間
平成30年7月30日から同年8月31日まで
b 配布請求方法
住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号のもの）に郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に郵送で請求すること（平成30年8月24日（金）までに必着すること。）。
名称 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
住所 郵便番号252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留
(イ) 窓口配布
a 配布期間
平成30年7月30日から同年8月31日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。
b 配布場所
(a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター
(b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会
(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー
(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所
(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所
(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所
(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所
(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所
(2) インターネットによる受験申込み

<p>ア 受付期間 平成30年7月30日午前9時から同年8月28日（火）午後5時まで なお、受付期間の最終日（平成30年8月28日）は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中（入力中）であっても申込みができなくなる。また、受付期間の最終日（平成30年8月28日）は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。</p> <p>イ 受験申込画面への入力 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（https://gyosei-shiken.or.jp）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。</p> <p>ウ 受験手数料 7,000円</p> <p>エ 受験手数料の払込方法 （ア） 受験手数料の払込みは、クレジットカード（受験を申し込む者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの支払となること。 （イ） 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとなること。 （ウ） 利用することができるコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアとなること。 （エ） 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。</p> <p>5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の問い合わせ先に相談すること。ただし、申出の時期、障害の内容等によっては希望に添えない場合がある。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法 （1） 合格発表の日時 平成31年1月30日（水）午前9時 （2） 合格発表の方法 ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（https://gyosei-shiken.or.jp）に登載する。</p>	<p>イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。</p> <p>7 試験に関する問い合わせ先 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-3263-7700</p>	
--	---	--